

PCB 廃棄物特別措置法改正概要

1 処分期間の明確化

- 高濃度PCB廃棄物
 - ・トランス・コンデンサ等 平成30年3月31日
 - ・安定器等 平成33年3月31日
- 低濃度PCB廃棄物 平成39年3月31日

2 期間内処分の徹底

- 改善命令・行政代執行規定の新設
 - ・期間内に処分しない者に適用
(命令違反は罰則適用・行政代執行は、高濃度PCB廃棄物のみ対象)
- 報告徴収・立入検査対象の拡大
 - ・保管事業者に加え、疑いがある者も対象に追加

3 PCB使用製品への対応

- 定義規定の新設
 - ・PCB使用製品を所有する者を所有事業者と定義
- 所有事業者に係る規定の新設
 - ・高濃度PCB使用製品の期間内廃棄
 - ・期間内未廃棄の高濃度PCB使用製品は、廃棄物とみなし、同法及び廃棄物処理法の規定を適用
 - ・高濃度PCB使用製品も同法に基づく届出を義務化
- 電気工作物の適用除外
 - ・電気事業法上の電気工作物については、上記規定は、適用除外
(電気事業法で対応)